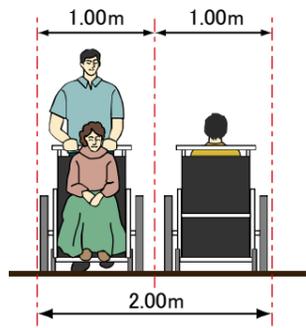


道路の移動等円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

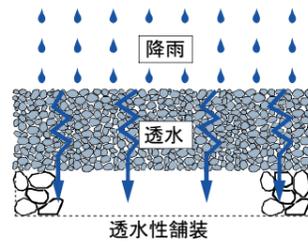
■ 歩道有効幅員

・歩道の有効幅員は2m以上確保する。



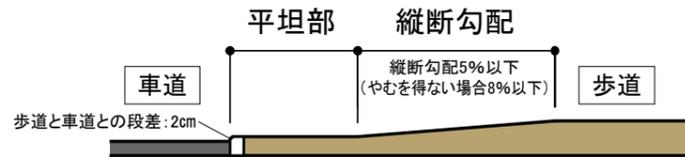
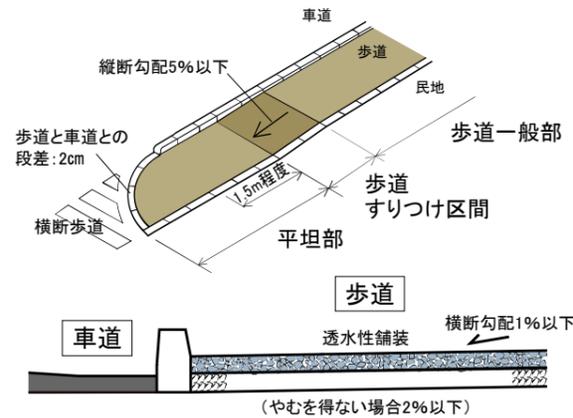
■ 舗装材

- ・歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- ・歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

- ・横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- ・横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- ・歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- ・歩道の横断勾配を1%以下とする。



■ 視覚障害者誘導用ブロック

- ・視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- ・交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- ・区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置イメージ

● 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ・市広報誌やホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- ・移動の妨げとなり道路の有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪等については、沿道の皆様の協力や自転車利用者等のマナーが大切であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を行います。

また、全ての人々が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、一人ひとりがお互いを理解するとともに、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

お問い合わせ 横浜市旭区旭土木事務所
〒241-0032 横浜市旭区今宿東町1555 電話:045-953-8801 FAX:045-952-1518
横浜市道路局道路部施設課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話:045-671-2731 FAX:045-651-5443
ホームページ: <http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/shisetsu/bfree/>



旭区マスコットキャラクター「あさひくん」

平成25年2月発行

横浜市 二俣川駅周辺地区 道路特定事業計画

— 概要版 —

横浜市では、平成18年12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の施行を受け、基本構想の策定など様々なバリアフリー施策を推進しています。

これを受け、横浜市では、旭区の生活拠点として行政施設、文化施設、福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積している二俣川駅周辺地区を対象に、「二俣川駅周辺地区バリアフリー基本構想」を平成24年5月に策定しました。

旭区と道路局では、この基本構想の実現に向け、「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

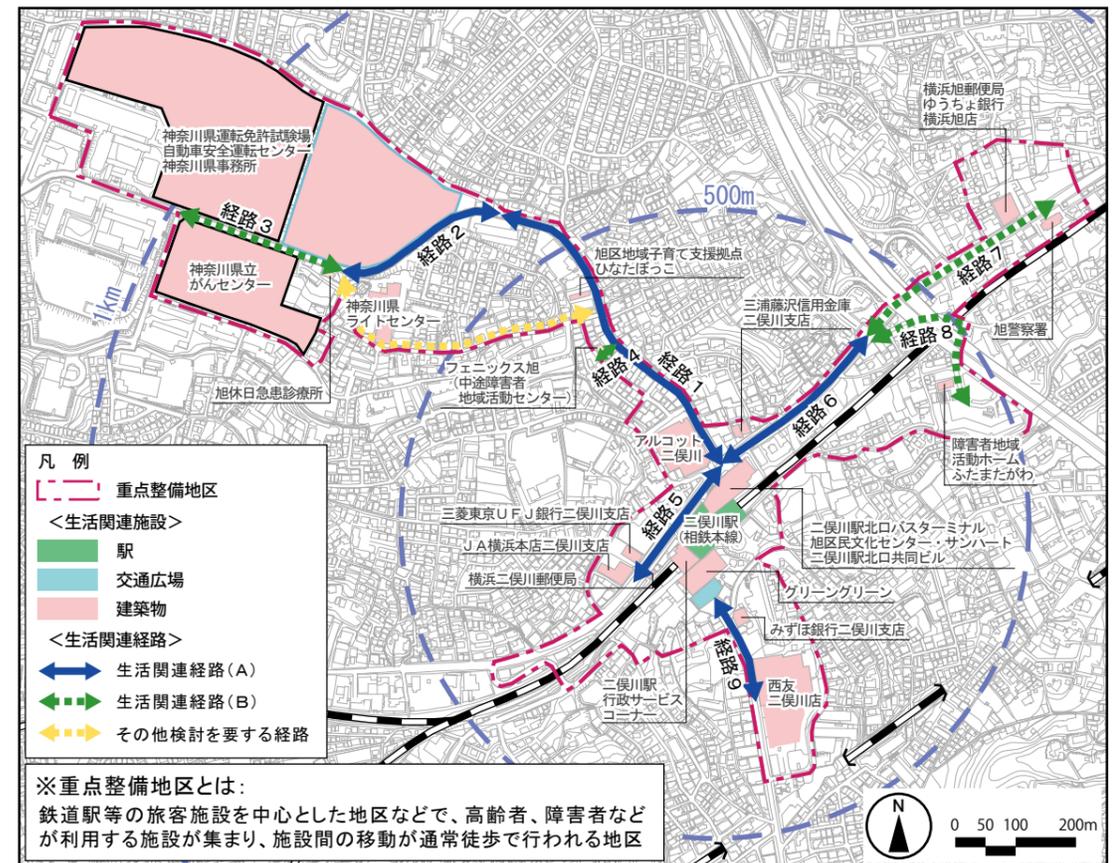
● 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

基本構想における重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

生活関連施設(駅等の旅客施設、官公庁、福祉施設、その他の施設)を結ぶ経路を生活関連経路といい、「二俣川駅周辺地区バリアフリー基本構想」において、「生活関連経路(A)」と「生活関連経路(B)」が定められています。



- 生活関連経路(A)
- 法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路
- 生活関連経路(B)
- 地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路(A)に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)

道路特定事業の整備方針

- 目標年次.....原則として、平成29年度までを目標に整備を実施します。
- 整備レベルの設定..地域特性や現況のデザイン、周辺沿道状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的な整備を実施するために他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。
- 整備基準.....「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を基本とし整備を実施します。

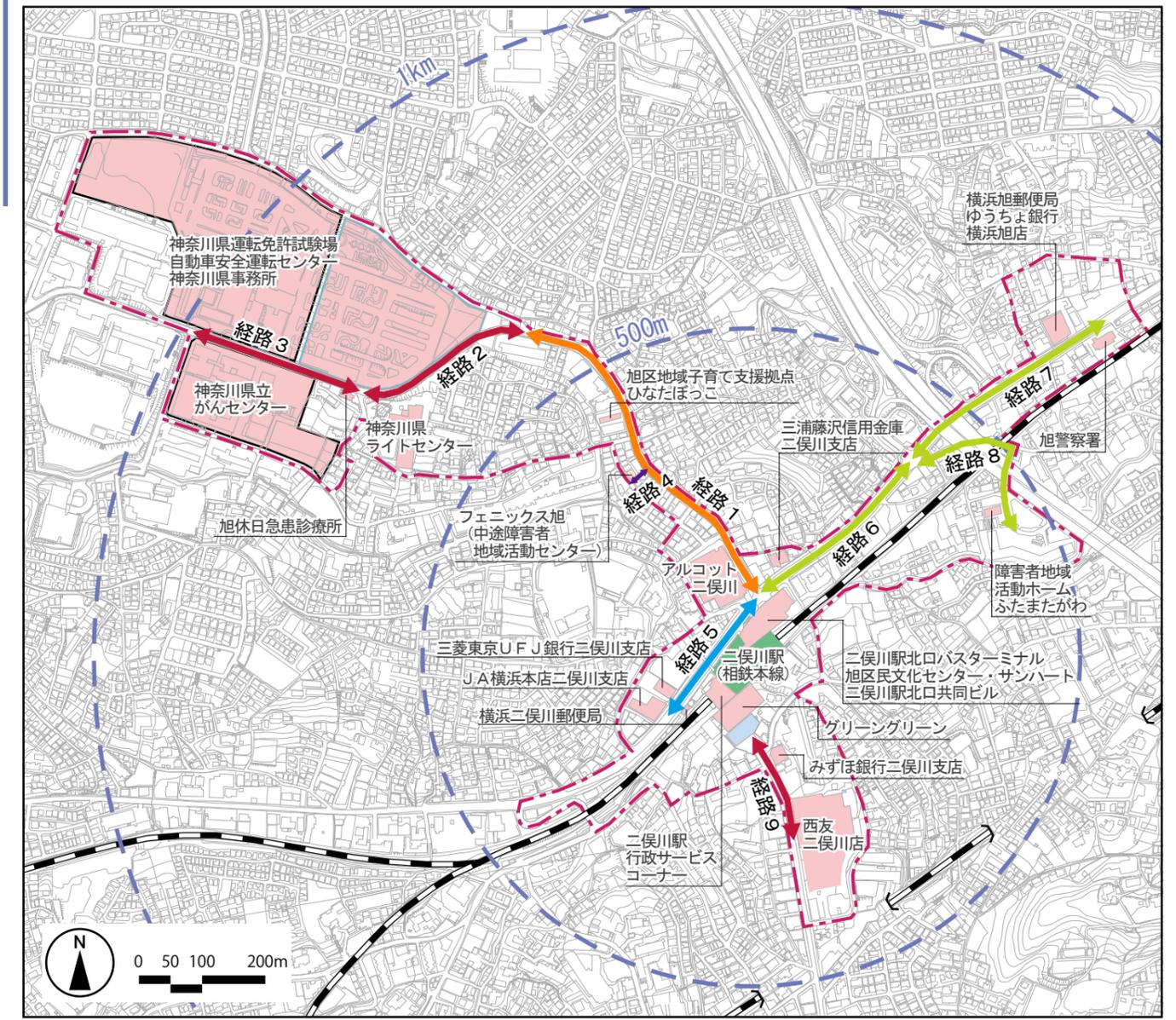
道路特定事業の整備計画

- 重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画を示します。
- ①個別経路の事業計画
 - ②道路特定事業計画の対象経路
- なお、より実効性のある計画にするため、他事業者との調整や予算により計画の見直しを実施することがあります。

①個別経路の事業計画

事業路線・箇所	事業内容と事業量										事業実施 予定期間 (年度)	事業実施に 際して 配慮すべき 重要事項	
	経路 種別	道路構造の改修					視覚障害者誘導用 ブロックの敷設・改修		その他				
		生活 関連 経路(A)	生活 関連 経路(B)	歩道 の全 面改 修	勾配 の改 修	段差・ すり つけ	横断 勾配 の改 修	排 水 施 設 の 改 修	連 続 敷 設	経 路 誘 導 の 敷 設			交 差 点 等 の 敷 設
m	m	箇所	箇所	箇所	m	m	箇所	箇所	m	本			
1 試験場通り① 運転免許試験場入口交差点 ～ ニュータウン通りとの交差点部	●	550	530	7				412	2	19	1	H24 H25 H26 H27 H28 H29	一部の事業実施には、 関係機関との調整が必要
2 試験場通り② ニュータウン通りとの交差点部 ～ 神奈川県ライトセンター前	●	280	270	2				65	270	7			県有地利活用計画(がん センター整備区域) との調整が必要
3 試験場通り③ 神奈川県ライトセンター前 ～ 運転免許試験場(計画)前	●	280		2	1	3		190		6			視覚障害者誘導用ブロック の連続敷設等については、 県有地利活用計画(運転免 許試験場整備区域)との調 整が必要
4 フェニックス旭前 試験場通り ～ フェニックス旭前	●	30				1							
5 厚木街道① JA横浜本店二俣川支店前 ～ 運転免許試験場入口交差点	●	220	70	7	2				7	3			一部の事業実施には、 関係機関との調整が必要
6 厚木街道② 運転免許試験場入口交差点 ～ 本村インター交差点	●	310	50	11	2					13			一部の事業実施には、 関係機関との調整が必要
7 厚木街道③ 本村インター交差点 ～ 旭警察署前	●	350	125	2	1					8			一部の事業実施には、 関係機関との調整が必要
8 障害者地域活動ホーム前 本村インター交差点 ～ 障害者地域活動ホーム前	●	300		3	1	1			2		183		踏切区間の事業実施に は、関係機関との調整 が必要
9 自然公園通り 二俣川駅南口 ～ 西友二俣川店前	●	170	160							4			一部の事業実施には、都 市計画(道路鴨居上飯田線 や二俣川駅南口再開発事 業)との調整が必要

②道路特定事業計画の対象経路



凡例

- 重点整備地区 (Red dashed line)
- 生活関連施設: 駅 (Green square), 交通広場 (Blue square), 建築物 (Red square)

<事業実施予定期間>

- 平成24年度完成 (Purple double arrow)
- 平成25年度完成予定 (Blue double arrow)
- 平成26年度完成予定 (Green double arrow)
- 平成27年度完成予定 (Dark green double arrow)
- 平成28年度完成予定 (Orange double arrow)
- 平成29年度完成予定 (Red double arrow)